



2021年12月27日

各 位

本 社 所 在 地 京都市下京区松原通烏丸西入ル
玉津島町303番地
会 社 名 株式会社オンリー
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 直樹
(東証第一部 3376)
問 合 せ 先 経営管理本部部長 河野 潤一
電 話 番 号 075-354-4129
(URL : <http://www.only.co.jp>)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年11月26日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2021年11月26日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は、2021年12月27日から2022年1月17日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年1月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、1,610,806株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

4,832,415株

(注) 当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2022年1月19日付で自己株式1,139,582株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

4,832,418株

(注) 当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2022年1月19日付で自己株式1,139,582株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端株が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する会社法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社紳士服中西（以下「紳士服中西」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の

株主を紳士服中西のみとすることを目的とする当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであること、及び当社株式が2022年1月18日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に紳士服中西が2021年8月19日から2021年10月15日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である765円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

株式会社紳士服中西

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

紳士服中西は、本公開買付けにおける決済等に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）から39億2,000万円を上限とする借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、本買収ローンに係る融資証明書等を公開買付届出書（その後提出された訂正届出書を含みます。）とあわせて確認し、その後、紳士服中西と三菱UFJ銀行の間で本買収ローンに係る融資契約が締結されたことを確認しており、また、紳士服中西によれば、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、紳士服中西による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2022年2月上旬を目途に会社法第235条第

2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年2月中旬から下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2022年3月中旬から下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2022年1月19日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

ただし、配当金のお受取方法を証券会社口座でご指定いただいている株主の皆様（株式数比例配分方式）は、ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び定款第8条（単元未満株式数についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2021年11月26日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年1月20日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2021年12月27日（月曜日）
②	整理銘柄指定日	2021年12月27日（月曜日）
③	当社株式の最終売買日	2022年1月17日（月曜日）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2022年1月18日（火曜日）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2022年1月20日（木曜日）（予定）

以上